

京都市告示第692号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を歴史的風致形成建造物に指定しましたので、告示します。

平成28年3月31日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
西方尼寺・本光院	京都市上京区今出川通七本松西入真盛町745番1, 742番7
柊家旅館	京都市中京区麩屋町通御池下る中白山町273番, 274番, 277番, 279番, 281番, 283番 京都市中京区富小路通御池下る松下町136番2, 140番, 140番1, 141番(一部), 143番(一部), 144番(一部)
柊家別館	京都市中京区御幸町通二条下る山本町426番, 431番
塩芳軒	京都市上京区黒門通中立売上る飛弾殿町178番, 180番 京都市上京区大宮通一条下る庇町187番17
町宿姿邑	京都市伏見区京町北八丁目82番1, 82番2
臥月亭	京都市左京区吉田神楽岡町8番196
四条町大船鉾会所	京都市下京区新町通四条下る四条町355番
大野邸	京都市左京区岡崎円勝寺町91番21, 91番83

(都市計画局都市景観部景観政策課)